

## ○錯誤ニヨリ交付シタル無記名国債証券ノ

### 処理方ノ件

(明治41年7月24日 整発甲第342号)  
大蔵省臨時国債整理局長から 日本  
銀行国債局長あて

錯誤ニヨリ交付シタル無記名証券ニ対スル処分ニ関シテハ曩キニ通牒若ハ回答ニ及  
ヒ置候次第モ有之候処今般更ニ別紙ノ通省議決定致候就テハ国債第66号御日会ニ係ル  
利子金追徴方ノ件モ右ニテ御了知相成度此段及御通牒候也

(別紙) 消滅代証券交付後追徴処分ヲ為スヘキ場合

#### 1 代証券ヲ追徴ス

但原証券ハ勿論同種別、同記号、同額ナル他ノ証券ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

#### 2 受益者ガ証券ヲ返還スルコト能ハサルトキ

イ、返還請求当時本人居住地ノ株式取引所ニ於ケル建相場ニ該当スル金額ヲ利得セ  
シモノト看做シ之ヲ追徴ス但建相場ナキトキハ協定ニ依ル

ロ、他ニ譲渡シタルモノナルトキハ其ノ得タル対価

ハ、証券ヲ無償ニテ処分シ又ハ滅失、盗難若ハ遺失等ニ因リ利益現存セサルコト明  
カナルトキハ之ヲ追徴セス

#### 3 証券返還ノ際附属利札ニ欠缺ノモノアルトキ

イ、利子仕払期ノ既ニ開始シタル利札ノ利子金額ハ追徴セス

ロ、利子仕払期末タ開始セサルモノハ利札ノ額面金額ヲ追徴ス

#### 4 代証券交付当時既ニ仕払期開始ノ利札ヲ附シタルモノニシテ返還スルコト能ハサ ルトキハ利札ノ額面金額ヲ追徴ス

前3、4項ノ場合ニ於テ同種別同仕払期同額ナル他ノ利札ヲ以テ之ニ代フルコトヲ  
得又其欠缺カ譲渡、滅失又ハ紛失ニ原因スルコト明カナルトキハ第2項ロ及ハニ準ス  
過渡証券ニ関スル処分モ右ニ準シテ取扱フコト

然レトモ前述セシ凡テノ場合ニ於テ当事者間ニ別段ノ契約アルトキハ之ニ依ルヘキ  
ハ勿論受益者悪意ノ場合ハ民法第704条ニ依リ処分スヘキハ勿論ノ儀ニ有之候